

別紙

令和7年度_公立学校共済組合 掛金（保険料）・負担金率一覧表

令和7年3月19日通知

組合員種別	負担金負担者	短 期							介 護（※注1）		厚生年金保険（※注2, 3）			経過の長期（※注3）	退職等年金（※注3）	
		掛 金			負 担 金				掛金	負担金	保険料（本人分）	保険料（全体）	負担金 基礎年金 公的負担	負担金 公務等給付 負 担 金	掛金	負担金
		短期	福祉	計	短期	福祉	育休介護 公的負担	計								
組合員 （一般職・特別職）	地方公共団体	46.6000	1.41	48.01	46.60	1.41	1.32	49.33	8.04	8.04	91.5000	183.0000	41.5000	0.0939	7.5000	7.5000
組合員 （後期高齢者被保険者 （75歳以上）の 一般職・特別職）	地方公共団体	3.7800	1.41	5.19	3.78	1.41	1.32	6.51						0.0939	7.5000	7.5000
船員組合員	地方公共団体	45.0800	1.41	46.49	48.12	1.41	1.32	50.85	8.04	8.04	91.5000	183.0000	41.5000	0.0939	7.5000	7.5000
共済組合職員 （一般職・特別職）	共済組合	46.6000	1.41	48.01	46.60	1.41		48.01	8.04	8.04	91.5000	183.0000		0.0939	7.5000	7.5000
職員団体専従	職員団体	46.6000	1.41	48.01	46.60	1.41		48.01	8.04	8.04	91.5000	183.0000			7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.00			1.32	1.32					41.5000			
派遣組合員	派遣先団体			0.00	46.60	1.41		48.01		8.04		183.0000		0.0939		7.5000
	地方公共団体	46.6000	1.41	48.01			1.32	1.32	8.04		91.5000		41.5000		7.5000	
大学 （下記以外の 一般職・特別職）	大 学	46.6000	1.41	48.01	46.60	1.41		48.01	8.04	8.04	91.5000	183.0000		0.0939	7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.00				0.00					41.5000			
大学 （後期高齢者被保険者 （75歳以上）の 一般職・特別職）	大 学	3.7800	1.41	5.19	3.78	1.41		5.19						0.0939	7.5000	7.5000
	地方公共団体			0.00				0.00								
任意継続 組合員		93.20		93.20				0.00	16.08							

追加費用 （※注3）	区分	義務教育職員		その他の職員	
		厚生年金分	経過の長期分	厚生年金分	経過の長期分
	福岡県及び下記 以外の市町村	19.5000	2.2000	13.9000	1.4000
	福岡市	22.2470	2.5100	15.8580	1.5980
	北九州市	24.8800	2.8070	17.7350	1.7870

事務費負担金 （円）	9,020 円/年	751.6 円/月
---------------	-----------	-----------

特定健診等負担金 （円）	147 円	組合員1人あたりの年額
-----------------	-------	-------------

子ども子育て拠出金率 （千分率）（※注3）	3.6000
--------------------------	--------

○標準報酬の上限額及び下限額

	下 限 額		上 限 額	
	等級	標準報酬月額	等級	標準報酬月額
短期	1 等級	58,000 円	50 等級	1,390,000 円
退職	1 等級	88,000 円	32 等級	650,000 円
厚生年金	1 等級	88,000 円	32 等級	650,000 円

○標準期末手当等の上限

	上 限 額	備 考
短期	5,730,000 円	その年度における標準期末手当等の額の累計額
退職	1,500,000 円	1月あたりの上限
厚生年金	1,500,000 円	

※令和7年4月1日から実施の育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金に係る地方公共団体の負担金の率については、育休介護公的負担の率に含まれます。

※被用者年金一元化による標準報酬制導入により、上記の率は、標準報酬月額及び標準期末手当等に適用されます。

※注1 介護掛金・負担金は、40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

※注2 組合員が70歳に達すると厚生年金保険の資格を喪失するため、厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担がなくなります。

※注3 短期組合員は、厚生年金保険の保険料・基礎年金公的負担、経過の長期負担金、退職等年金掛金・負担金、追加費用、子ども子育て拠出金については対象外です。

派遣組合員：公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団
公益財団法人 福岡県スポーツ振興センター
公益財団法人 福岡県スポーツ協会